

中部横断道、環境アセス公聴会の公述について、
不参加(拒否)の通知

4月14日(火)に、「環境影響評価方法書に係る公聴会の公述人の決定について」の通知を受け取りました。続いて、4月16日(木)に、コロナ対策のための緊急事態宣言に基き、公聴会の中止及びファックスかメールでの意見提出への切り換えを、電話にて連絡していただきました。

今般のコロナ禍の中で、本公聴会の運営の方法が、あまりにも事業者の一方面的な仕切り方であることを痛感し、私は公聴会への参加を拒否することとしました。いま行なわれようとしている公聴会なるものは、公聴会とは決して言えないと明言できると考えています。本人の肉声による公述という、最も重要な点が完全に省略され、また必要絶対条件ではないとはいうものの、傍聴人の参加が認められないのは、公共事業として十全性を欠くものとは言えます。

環境アセスの対象となる該地は、都市部住民の別荘地も多く、現在都市部から他出できない状態であるにもかかわらず、形式的な公聴会を強行して、アリバイ証明を創り出すような行為は決して許されないことです。

そもそも、本公聴会がこのように時間に追われ、ついには不正常的な形で強行せざるを得なくなったのは、事業者が起してはならないようなミスを犯したことから始まっています。

私はこのような大規模事業が不正常的な手続きの中で行なわれてはならないと考えています。事業者は自らのミスという原点を見つめつつ、本公聴会が正常な形で行われるよう最大限の努力をすべきでした。以前私が事業者に強く要望したように、環境省への説得と申し入れをどれほどしたのでしょうか。また県条例に関わる問題があるのでしたら、その条例との整合性をはかるような特別な方法の模索をどれほどしたのでしょうか。

このような形で公聴会が行われるのは、県(事業者)のミスの煽りを市民が受けているという、あってはならないことが実行されているに等しいと言えます。そして事業者の都合次第で事が運ばれていくことに、私は強い異和感を覚えます。

従って、以上のような次第ですから、事業者の今般の行為に抗議しつつ、本公聴会への参加を拒否するものです。

以上

2020年4月17日